

**Baker
McKenzie.**

AI技術利用契約における営業秘密と限定 提供データ

松本慶／菅礼子 | 2020年12月11日 APPTraSウェビナー



1

ガイドラインAI編の概要

AI・データの利用に関する契約ガイドライン（AI編）

平成30年6月公表

- データ編と異なり、限定提供データに関する指針への対応による改訂（令和元年12月）はなし
- AI編「別添 作業部会で取り上げたユースケースの紹介」のうち、ユースケース5（学習済みモデルの生成と権利帰属）について
 - データ編のユースケース2（パレット（物流資材）の回収率を上げるために物流情報のプラットフォームを立ち上げようとするケース）と組み合わせて
 - それぞれのデータを営業秘密と限定提供データのいずれとして取り扱うべきか、比較検討する

AI・データの利用に関する契約ガイドライン（AI編）

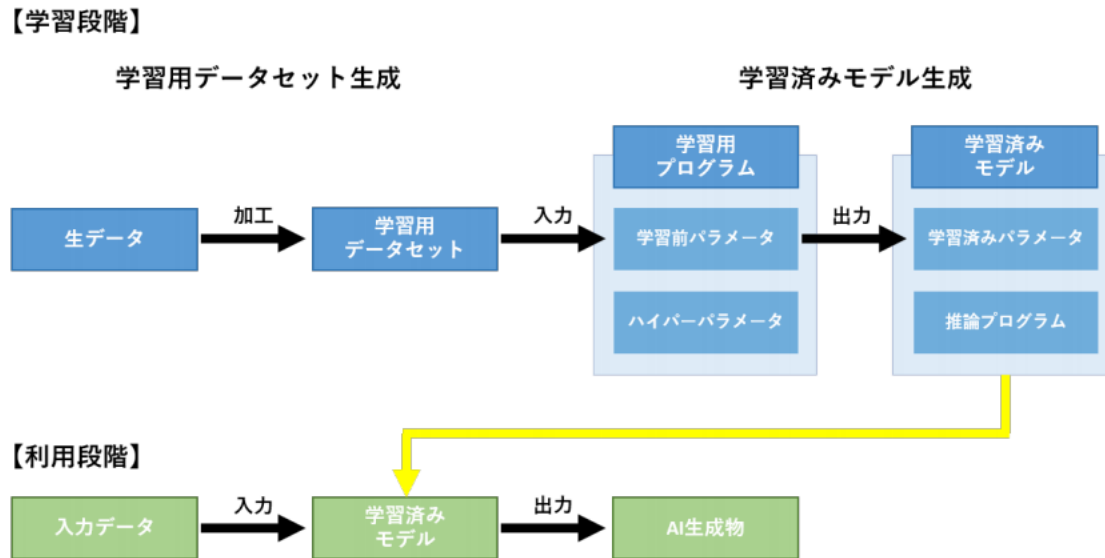
目次

- 第1 総論
- 第2 AI技術の解説
- 第3 基本的な考え方
- 第4 AI技術を利用したソフトウェアの開発契約
- 第5 AI技術の利用契約
- 第6 国際的取引の視点
- 第7 本モデル契約について
- 第8 総括

AI・データの利用に関する契約ガイドライン（AI編）

第5 AI技術の利用契約

- 1 AI技術の利用とは
- 2 学習済みモデルの利用サービス
- 3 契約における考慮要素



(出典) AI編12頁

図 1：学習段階・利用段階の流れ

AI・データの利用に関する契約ガイドライン（AI編）

第2-4 AI技術を利用したソフトウェア開発の特徴

- 従来型のソフトウェア開発と比較して
 - 学習済みモデルの内容・性能等が契約締結時に不明瞭な場合が多い
 - 事前の性能保証が性質上困難である
 - 事後的な検証等が困難である
 - 探索的なアプローチが望ましい
 - 学習済みモデルの内容・性能等が学習用データセットによって左右される
 - ノウハウの重要性が特に高い
 - 学習用データセットの加工方法（「まれな事象」をノイズとして除去するのか等）
 - 学習用プログラムを実行する際のハイパーパラメータの設定（学習率や学習回数（エポック））
 - 学習用プログラムを用いた学習における複数の学習手法の組み合わせ、処理の順番
 - 試行錯誤の過程における暗黙知→類似の学習に際して応用可能
 - 生成物にさらなる再利用の需要が存在する

AI・データの利用に関する契約ガイドライン（AI編）

第5－1 AI技術の利用とは

- AI技術の利用とは
 - 学習済みモデル等の開発の他に（又は開発に加えて）
 - ベンダが開発した学習済みモデル等のAI技術を提供し
 - ユーザがこれを利用する形態の事業モデル
- ①学習済みモデルの利用サービス
 - ユーザが自己のデータをベンダの学習済みモデルに入力して、出力結果であるAI生成物を利用するサービス
- ②学習用プログラムの利用サービス
 - ユーザが自己の学習用データセットをベンダの学習用プログラムに読み込ませて、学習済みモデルを生成し、当該学習済みモデルとその出力結果であるAI生成物を利用するサービス

AI・データの利用に関する契約ガイドライン（AI編）

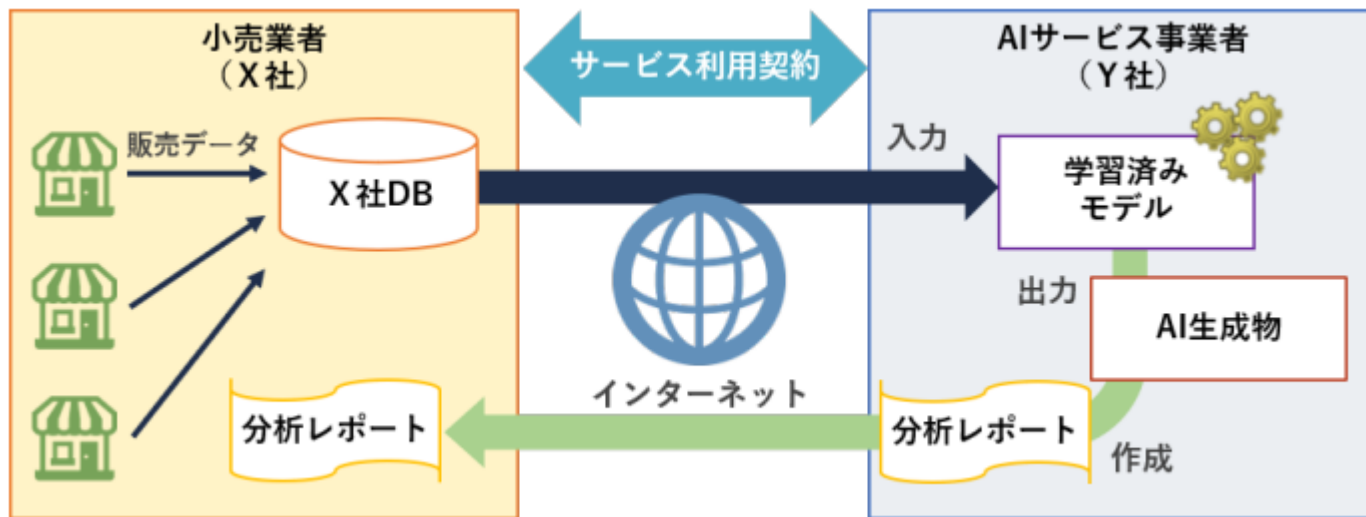
第5－1 AI技術の利用とは

- AI技術の利用に付随するサービス
 - ベンダの有するAI技術をユーザの個別の希望にあわせてカスタマイズした上で提供するサービス
 - 関連する他のサービス（例えば、データ収集サービスや、データ処理サービス等）と組み合わせて提供される場合
 - その他、AI技術を用いてユーザのデータを分析した結果に基づきベンダがコンサルティングサービス等を提供する場合

AI・データの利用に関する契約ガイドライン（AI編）

第5-2 学習済みモデルの利用サービス

- 事例1：AI生成物そのものを提供
- 事例2：AI生成物そのものではなく、それに基づいて作成した分析レポートを提供する



(出典) AI編39頁

AI・データの利用に関する契約ガイドライン（AI編）

第5-2 学習済みモデルの利用サービス

- サービスの利用方式
 - クラウドサービス型
 - ベンダーの環境にある学習済みモデルに
 - ユーザーがインターネットを通じてアクセスして利用する場合
 - オンプレミス型
 - ベンダーの開発した学習済みモデルを
 - ユーザーの環境にインストールして利用する場合
- オンプレミス型の場合でも、バイナリ形式など再利用が困難な形態で提供する
- 理論上、出力結果であるAI生成物を用いることにより、学習済みモデルの再利用が可能であることから、無許可での再利用を防ぐために、AI生成物がそのままの形で提供するのではなく、それを加工して得た結果（分析レポート等）を提供する

AI・データの利用に関する契約ガイドライン（AI編）

第5－2 学習済みモデルの利用サービス

- 学習済みモデルのAI生成物にはさらなる再利用の需要が存在する
 - AI編第2－4－(1)－④参照
- 従来のソフトウェア開発における生成物（プログラム）とは別に学習段階で生成される学習用データセットや学習済みモデルが生成される
 - 学習済みモデルの学習済みパラメータを変更することで精度の向上や他の目的での利用も可能となる場合がある
- 具体的な再利用の方法
 - 追加学習等により再利用モデルを生成する
 - 蒸留モデルを生成する
 - 複数の学習済みモデルの出力結果を組み合わせることで学習済みモデルの精度を向上させる（アンサンブル学習）

AI・データの利用に関する契約ガイドライン（AI編）

第5－3 AI技術利用契約における考慮要素

- (1) 学習済みモデルのカスタマイズ
- (2) 入力データ
- (3) 再利用モデル
- (4) AI生成物

AI・データの利用に関する契約ガイドライン（AI編）

第5－3－(1) 学習済みモデルのカスタマイズ

- 開発の場合と同様、権利帰属や利用条件を定める必要がある
 - （ユーザが提供する）生データ
 - 学習用データセット
 - カスタマイズされた学習済みモデル
 - 学習済みパラメータ
 - 推論プログラム
 - 関連するノウハウ
- カスタマイズの程度等、寄与度とデータの性質を考慮する

AI・データの利用に関する契約ガイドライン（AI編）

第5－3－(2) 入力データ

- クラウドサービス型の場合、ユーザがベンダのサーバーに送信した入力データについて、ベンダからのアクセスが可能
- ベンダが入力データを別目的で利用することを希望する場合
- ベンダが別目的で利用できる入力データを限定する
 - ユーザが特定できない形に加工したデータに限る
 - 特に機密性の高い一定のデータは対象から外す
- 別目的での利用範囲を限定する
 - 研究開発目的での利用に限定する
 - 一定期間ユーザの特定の競合事業者へのサービスには利用しない
- 別目的での利用を承諾したユーザに何らかのメリットを設ける
 - 割安な料金設定

AI・データの利用に関する契約ガイドライン（AI編）

第5－3－(3) 再利用モデル

- 追加学習とは
 - 既存の学習済みプログラムの精度を維持し、又は高めることを目的とする
 - 既存の学習済みモデルに異なる学習用データセットを適用してさらなる学習を行うことで、新たに学習済みパラメータを生成する
- 再利用モデルとは
 - 新たに生成された学習済みパラメータが組み込まれた推論プログラム
- ベンダが再利用モデルを第三者へのサービスに利用することを希望する場合
 - 新たに学習されたデータの提供主体
 - データの機密度や流出のリスク
 - 追加学習にかかる労力やコストの負担
 - ノウハウの希少性、利用範囲
 - 責任の分担等

AI・データの利用に関する契約ガイドライン（AI編）

第5－3－(4) AI生成物

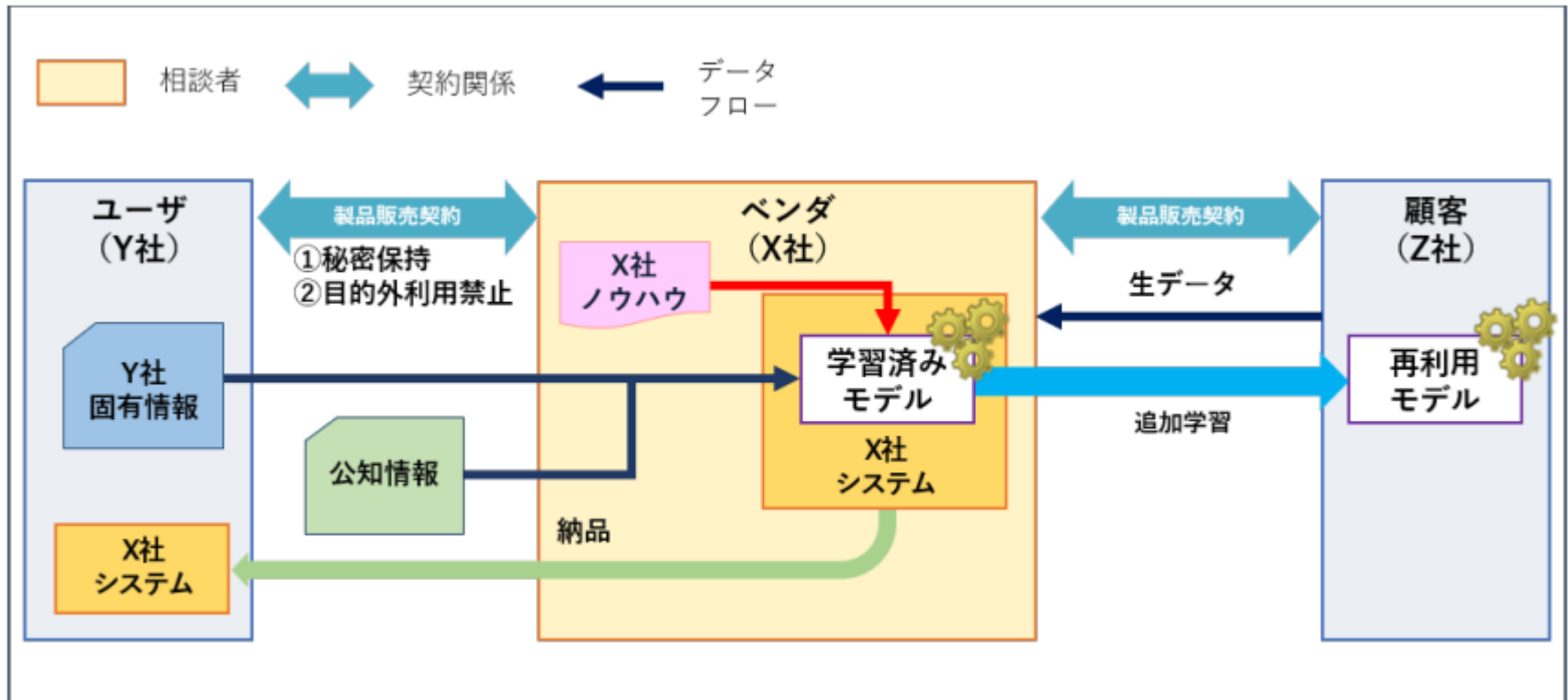
- ユーザにAI生成物そのものを提供する場合（事例1）
- AI生成物は、生成の過程に「人間の創作的寄与」がない限り、現行の著作権法上は著作物と認められない
 - しかし、AI生成物の外観から「人間の創作的寄与」があったのか否かを判断することは困難
 - そもそも何をもって「人間の創作的寄与」といえるのかも現状不明
 - AI生成物が著作物の同様の外観を有する場合、それ自体に相当な市場価値が認められることもあり得る
- AI生成物の帰属と利用条件は契約で定めることが望ましい

2

ユースケース

AI編 ユースケース5

学習済みモデルの生成と権利帰属



(出典) AI編別添、25頁

AI編 ユースケース5の解説

学習済みモデルの生成と権利帰属

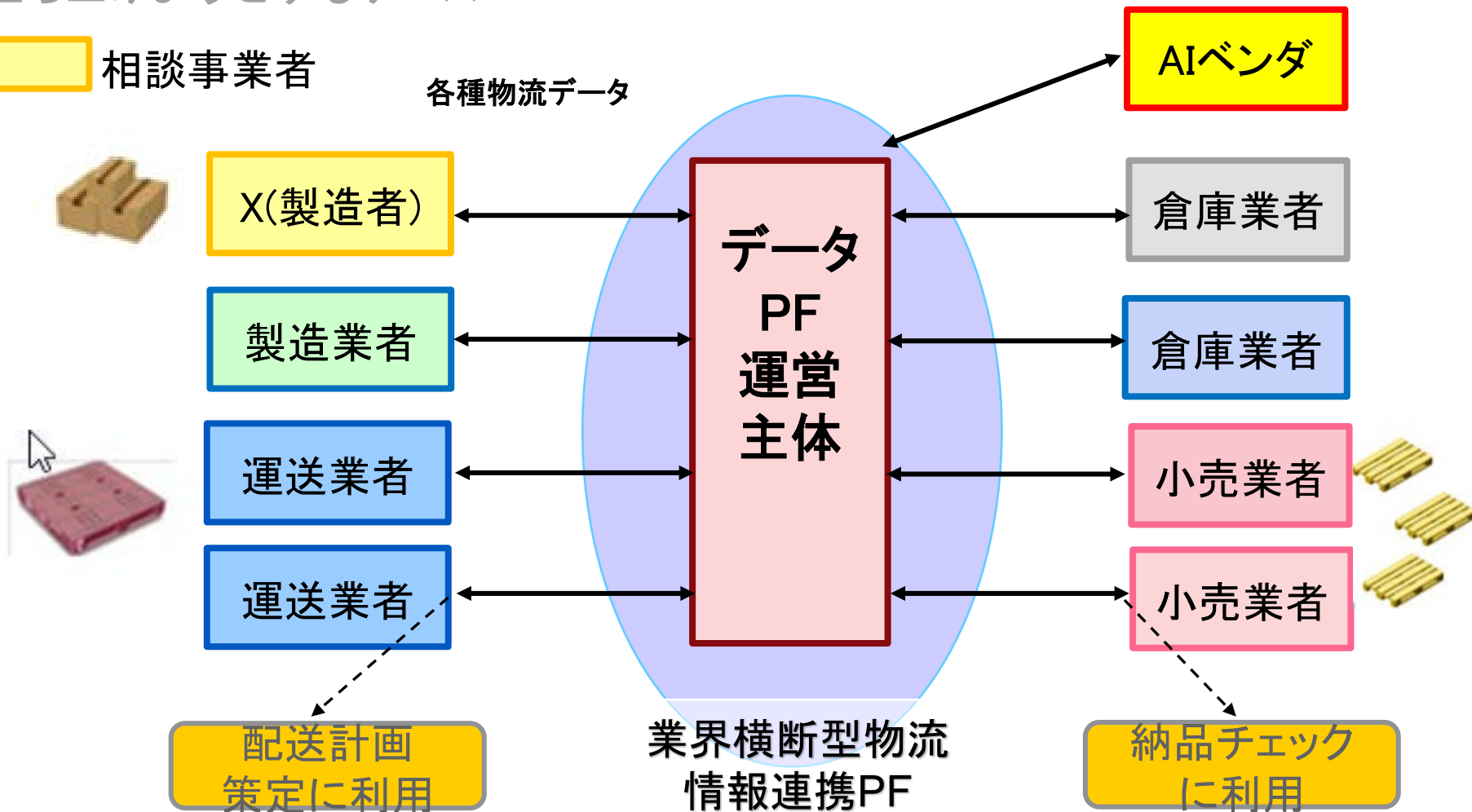
- X社・Y社間ではどのような契約が締結され、X社は何を納入？
 - システム自体？学習済みモデルは？
- 知的財産権やデータの帰属は？
 - 学習済みモデルの対する知的財産権？
 - Y社提供データは？
- X社・Z社間で再利用を可能にするためには？
 - 特にX社としてY社との契約で留意すべき点は？

データ編 ユースケース2

パレット（物流資材）の回収率を上げるために物流情報のプラットフォームを立ち上げようとするケース

 相談事業者

各種物流データ



(出典) データ編別添2、6頁

AI・データの利用に関する契約上のポイント

データ編ユースケース2に基づく事例に関する議論

- この事例で、AIベンダは何を納入すると想定されるか？
 - 配送計画？学習済みモデルはどこに帰属？
- 運送業者、倉庫業者などそれぞれの立場からどのような点がポイントとなるか？
 - データの提供や取扱
 - AI生成物に対する権利は？
- データプラットフォーム運営主体としてデータの提供を促進するような仕組みは？
- 将来参加してくる競業他社もあるかもしれないが、どのように考えるべきか。



Questions

Baker McKenzie.

Baker & McKenzie (Gaikokuho Joint Enterprise) is a member firm of Baker & McKenzie International, a global law firm with member law firms around the world. In Japan, the services of Baker & McKenzie (Gaikokuho Joint Enterprise) and the other member firms of Baker & McKenzie International are provided through Baker & McKenzie LPC. In accordance with the common terminology used in professional service organizations, reference to a "partner" means a person who is a partner, or equivalent, in such a law firm. Similarly, reference to an "office" means an office of any such law firm. This may qualify as "Attorney Advertising" requiring notice in some jurisdictions. Prior results do not guarantee a similar outcome.

© 2020 Baker & McKenzie (Gaikokuho Joint Enterprise)

bakermckenzie.co.jp